

令和3年第9回教育委員会定例会議事録

令和3年9月1日

東久留米市教育委員会

令和3年第9回教育委員会定例会

令和3年9月1日(水) 午前9時35分開会

市役所6階 602会議室

議題 第1 教育長報告

- ①令和3年第3回市議会定例会について
- ②新型コロナウイルス感染症の対応について
- ③その他

第2 教育委員報告

出席者(5人)

教 育 長	土 屋 健 治
委 員	宮 下 英 雄
(教育長職務代理者)	
委 員	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	馬 場 そ わ か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	山 下 一 美
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 鳥 越 富 貴

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時35分)

- 土屋教育長 これより令和3年第9回教育委員会定例会を開会します。
委員は全員出席ですので会議は成立しています。
-

◎議会における教育委員任命の同意について

- 土屋教育長 昨日から開会しました第3回市議会定例会において、冒頭、宮下英雄教育委員の10月1日から4年間の任期である任命議案が審議されたところ、全員挙手で同意されましたので報告します。
-

◎議事録署名委員の指名

- 土屋教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は細田委員にお願いします。
○細田教育委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 土屋教育長 これより公開の会議に入ります。
-

◎傍聴について

- 土屋教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
○土屋教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため傍聴席の間隔をできるだけ空けていること、窓と扉を開けて換気を行うなどを行っていますが、マスクをしていただくなどの個々の対応もお取りいただきますようお願いいたします。また、資料についてはお入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

- 土屋教育長 議事録の承認に入ります。8月5日に開催しました第8回定例会についてご確認をいただきました。特にご連絡はいただきませんでした。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎教育長報告

- 土屋教育長 日程第1、教育長報告に入ります。「①令和3年第3回市議会定例会について」から説明をお願いします。
○山下教育部長 「令和3年第3回市議会定例会について」報告します。次の資料を用意しました。会期日程表、提出議案の一覧表、追加送付議案を含め2枚になっています。「議案第42号 東久留米市教育委員会委員の任命について」、一般質問の一覧表、請願付託表、3請願第30号、行政報告一覧、以上の資料となります。

まず、会期日程ですが、8月31日から9月27日までの28日間の会期となりました。しかしながら、現下の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、会期中で一般質問及び常

任委員会、決算特別委員会の開催日数の短縮が図られています。一般質問は、9月3日から7日までの3日間になり、総務文教委員会は9月10日となりました。

次に、提出議案ですが、初日に市長提出議案として14議案、追加送付の5議案を含みますが、上程されました。その中で、冒頭、先ほど教育長からありましたが、教育委員会に係る議案があります。資料をお配りしていますが、「議案第42号 東久留米市教育委員会委員の任命について」です。これは宮下英雄委員が9月30日に任期満了を迎えることに伴い新たに委員を任命するもので、宮下英雄委員が再任されました。次に、「議案第47号 令和3年度東久留米市一般会計補正予算（第7号）」について、8月5日開催の第8回教育委員会定例会で承認いただきました「議案第22号 令和3年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算」についてのとおりです。

次に、一般質問について、教育委員会に係る質問は21人中13人の議員から通告をいただいています。

次に、請願ですが、教育委員会の関係では「3請願第30号 東京都に対して「小中学校全学年に35人以下の少人数学級の速やかな実現を求める意見書提出」を求める請願」の1件が総務文教委員会に付託されました。

続いて、市長の行政報告です。資料にありますとおり、1件報告がされています。

今後の審議内容、結果等については次回報告します。

○土屋教育長 説明が終わりました。これについてご質問等ありますか。

よろしければ「②新型コロナウイルス感染症の対応について」の説明をお願いします。

○椿田指導室長 私から3点報告します。

1点目です。2学期開始に当たりまして、8月23日付で各学校に、「緊急事態宣言の再延長における新型コロナウイルス感染症対策」の通知を出しました。その中では基本的な感染症予防対策とともに風邪症状やせき、息苦しさ、強いだるさなどの症状が見られる場合は受診するよう指導すること。児童・生徒の健康観察をより一層徹底するよう指示をしました。また、部活動についても実施方法を工夫して行うことや、保護者へも家庭における見守りを依頼しています。

2点目は授業等閲覧のための学習者用端末利用に関することについてです。2学期開始に当たり、新型コロナウイルス感染症への不安など、学校への通学が難しい児童・生徒については希望者に学校のタブレット端末を家庭に貸し出し、授業の様子を閲覧できることとしました。現在、各校から保護者へお知らせを配布したところです。今後、希望者が同意書を学校に提出し、タブレット端末を持ち帰ることとなり、各学校では授業の配信をするために設定の準備や校内で研修会を行っているところです。

3点目は移動教室や修学旅行についてです。小学校の移動教室と特別支援学級の移動教室については、滞在地への緊急事態宣言の発令がある場合は中止、中学校の修学旅行については東京都や滞在地が緊急事態宣言の発令がある場合は中止という考えの下、9月12日までの緊急事態宣言において小学校では1校、中学校では4校が該当しており、中止、延期としました。その後、小学校校長会と調整をし、校長会の意向を受け、小学校については全校一律中止とし、代替の取り組みを行うこととなりました。中学校については修学旅行は学校によって行き先が違ったり学校によって実情が異なることから、中学校校長会の意向を受け、緊急事態宣言の発令によって学校で中止もしくは延期を判断することとしました。現時点では3校が中止、3校が延期を検討しています。なお、特別支援学級の移動教室については小学校においては中止、中学校では9月に行う予定の2校が中止となりました。

○白土学務課長 学務課から2点報告します。

1点目は、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」についてです。このたび、文部科学省において「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」が策定され、8月27日付で送付されています。本ガイドラインは特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における臨時休業の判断等に当たっての考え方が取りまとめられています。この中では同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が確認された場合や、1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合など、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は学級閉鎖を実施し、その期間は5から7日程度を目安に感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒への影響等を踏まえて判断するなど、学校で感染が確認された場合の対応が記載されています。本市においても、今後、本ガイドラインに沿って、感染者が確認された場合の対応を図っていきます。

2点目です。市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への感染について報告します。第8回定例会の後、市立小中学校の生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した事案が複数確認されています。小学校において30名、中学校において17名の児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。いずれも、保健所とも連携の上、調査をしまして、夏休み中の部活動等も含めて学校活動において感染拡大のおそれがないことが確認されており、臨時休業等の実施はありません。

○土屋教育長 ご質問等ありますか。

○馬場教育委員 27日に学校が始まってからコロナ不安の子どもたちの欠席があり、保護者からの不安の声などが100件以上寄せられたことを、23日以降に聞かれたということですね。それに合わせて、今後の学校の授業を配信するという対応をすぐにとっていただいて本当に感謝しています。保護者としてはもちろんコロナは不安ですけれども、学校を続けながら最善の道を早急に対応して下さったことは感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

その上で質問します。20日に教育委員会臨時会が開催されていたにも関わらず、学校の通常開始を決めてからホームページで情報をアップするのが遅かったのはどうしてですか。

また、23日に校長先生たちとの懇談会があり、その時点で校長先生方は「やれる感染対策はもう全てやっている」とおっしゃっていました。休校を含めて考えたいというご意見もあったにも関わらず、教育委員会は危機感を持っていなかったように私は感じていて、とても不安でした。ついては、今2学期の対応について「より一層の感染対策の」が示す、「より」の具体的なことを伺いたいと思います。さらに、休校やオンライン授業の要望などは学校だけではなくて保護者からも27日前に出ていなかったのかどうかと、どれぐらいそういう声があったのかを伺います。

学務課に伺います。今後もそういう確認業務は先生たちと一緒にやることになり、ますます先生方の業務が大変になると思うのでしっかり対応していただきたいことと、給食に関してはもちろん「黙食」で前を向いて食べることが大前提だとしても、保護者は不安があると思います。さらに具体的な対応があれば伺います。

○椿田指導室長 ご質問の確認ですが、ホームページのアップが遅かったことの理由。より一層の「より」とはどういうことか。休校、オンライン授業についての学校や保護者からの声ということでよろしいですか。

○馬場教育委員 学校や保護者から直接指導室に対して、この間の感染爆発後から学校が始ま

るまでの間にそういう声は聞かなかったのかどうかを確認したいです。

- 椿田指導室長 1点目です。27日から新学期を開始する情報のホームページへのアップが遅かったことについてお答えします。2学期の開始に当たり、実際に子どもたちがどれぐらい不安でいるか等の学校に行けない子どもについての情報は夏休み中であるため当初は確認できないことから、学校が始まってから、児童・生徒の登校の様子を見て今後の対応を決めようと思っていました。また、27日から開始することについては1学期の終わりの時に家庭にお知らせしたとおり変更はないことから、特にホームページにアップする予定は考えていませんでした。しかし、23日以降、本当に開始するのかなどの様々な問い合わせがありましたので、計画どおり行いますということを改めて知らせる必要があると思い、ホームページにアップしたため少し遅れてしまいました。

2点目のより一層の感染症対策についてです。この「より」ですが、デルタ株は子どもに感染しやすいという話があり、また、1学期の様子や夏休みの様子を見てみると学校での感染は今のところなく、今後起きるのであれば家庭から、もしくは子どもがどこから学校に持ち込む可能性が高いことがあります。このより一層の「より」ですが、とにかくコロナウイルスを学校に持ち込まないこと。そのために子どもたちの健康観察、体の様子を学校で詳しく把握すること。また、保護者にも家庭での健康観察をお願いしますということを強調するために、この「より」という言葉を使いました。

3点目の休校、オンライン授業についてです。夏休みの前半は、学校や保護者からは問い合わせはありませんでした。本市では、タブレット端末は分かりやすい授業を実施するための一つの道具で、それをより効果的に使うことを重点としていましたので、家庭への持ち帰りは当初は考えていませんでした。しかし、夏休みの後半、23日以降ですが、保護者からの問い合わせ等がありまして、学校からも「夏休み中に幾つか保護者から話があった」という報告があり、オンライン授業に係る準備をしないといけないかなという意識を持ち始めた学校が幾つかありました。そのため、先週ですが、急遽、現状の対応を取っています。

- 白土学務課長 「感染者の発生等についてしっかり対応してもらいたい」というご意見をいただきました。発生した際の対応ガイドラインについては即日学校におろすとともに、昨日、ガイドラインの本市の運用等については内容をかみ砕いた形で各校に既に通知し、対応をお願いしています。今後とも確実に丁寧に、危機感を持ちながら事務執行していきたいと考えています。

また、給食の黙食についてもご心配やご意見をいただいています。従前から感染者が発生した際の保健所からのご見解を日々やり取りしている中で、換気をした上での黙食での食事については濃厚接触に当たらない。感染リスクとしては濃厚接触者に当たらない、いわゆる高くないということでご見解をいただいています。また、学校現場を見させていただいたところ黙食は徹底されていると考えていますが、黙食の徹底については改めて先般のガイドライン改訂の際にもお願いしています。また、給食の提供の体制にも関わってきますが、安定的に給食の調理を行っていくためにも各校の調理員や調理事業者の従業員に対しても、改めて感染症対策の徹底をお願いしたいということで学務課から別途通知を差し上げ、感染症対策を徹底して給食提供を行っています。

- 馬場教育委員 ありがとうございます。

学務課や指導室をはじめ、どこの部署もコロナ対策や新学期の対応があり大変だと思えますが、現場の先生たちは健康管理から消毒、さらに濃厚接触者がいればその特定、オンラインの準備など本当に多くの負荷がかかってくると思いますので、引き続きフォローや声かけ

など、校長先生や先生方には十分に配慮のあるお言葉やお気持ちを寄せていただきたいと思います。

○土屋教育長 他にありますか。

○宮下教育委員 先ほど指導室長が報告された端末利用の同意書の件で伺います。

この同意書の通知が保護者に実際に行ったのは、27日に教育長がこのような方針で行くことを学校長に伝え、その後、学校はこの通知の印刷をするとなると30日の月曜日に保護者に通知したと思いますが、受け取った保護者はこの通知を見て驚かれたのではないかと思います。実際には子どもを通じて学校は受け取るわけですが、31日に同意書を持ってきた保護者、現時点でどのぐらい同意書が各学校に集まっていますか。まだ1日しか経っていませんが。

○樺田指導室長 時系列に対応を説明します。保護者へのお知らせは30日の月曜日の朝、私から各学校にメールで伝えました。早い学校は月曜日の夕方に配っています。今日までに全校に配布する予定になっていますので、同意書が学校に届いたという報告はまだありません。

○宮下教育委員 この通知を見た保護者は事前に何もなく急に届いたわけですから、私たちがさえ驚いているぐらいなので、相当驚かれたのではないかと思います。この通知は教育委員会がどのような姿勢を示しているのかの一つの表れですから、ぜひ慎重な対応をお願いしたいと思います。

○土屋教育長 他にありますか。

予定していました教育長報告は以上です。他に事務局から何かありますか。

○板倉生涯学習課長 生涯学習課から放課後子供教室関係で報告します。資料はありません。

「東久留米市第2次教育振興基本計画（令和3年度事業計画）」において、従来からの放課後子供教室や令和2年度の試行実施を踏まえ、民間事業者のノウハウを生かした生涯学習プログラム提供等の新たな実施方法による放課後子供教室を全校で実施するとしています。この計画に基づいて、生涯学習課では4月から公募型プロポーザル方式により新たな事業者の選定を進め、審査委員会の決定に基づき株式会社ルネサンスと契約をしました。

これまで各小学校や各学童保育所に対して事業概要の説明を行い、教室開催日、日程調整などを進めています。今後の予定としては今月中旬以降、生徒、保護者の皆様へ事業のチラシを配布し、登録を受け付けた後、10月から全ての小学校で新たな放課後子供教室をスタートさせていきたいと考えています。主な実施内容は昨年度の試行実施の際にも実施した運動、遊びをベースとしたプログラムを中心に、月3回程度、10月から来年3月までの間に16回程度、原則、体育館で提供していきたいと考えています。

○土屋教育長 他にありますか。

○樺田指導室長 1点報告します。本市の西中学校のハンドボール部ですが、8月25日に夏の全国大会の決勝に進み、男女共に優勝しました。夏の大会でのアベック優勝は初めてですので、関係者は非常に喜んでいますが、明日ですが、2日の夕方に、市への報告会が予定されています。

◎教育委員報告

○土屋教育長 続いて、教育委員報告に入ります。何かありますか。

○宮下教育委員 8月23日に、小学校校長会と教育委員会による協議会が開催されましたが、事務局は何も記録を残していないようですので、私のメモに基づいて報告し、感想を述べさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

○土屋教育長 お願いします。

○宮下教育委員 8月23日に小学校校長会との協議会が2時間ぐらい費やして行われました。あらかじめ各学校長には通告しておいた、「コロナ対策の状況」「GIGAスクール構想に基づくICT端末の活用状況」「熱中症に関すること」の3点について、行政順に各学校から5分ないし8分ぐらいで発言していただきました。その各学校長の発言については総括して報告しますが、協議会のような会を持たない限り、昨年度も校長先生方と懇談を持ちながら全く記録が残されていませんので、今回はあえて記録が残るようにお話しさせていただきます。

1点目の「コロナ対策の状況」についてです。文科省、都教委、市教委の通達、指示を仰いで、また、三密を避ける、マスクをつける、ソーシャルディスタンス、オンライン授業への挑戦など多様な対策を行ってこられたことを伺いました。私たちが考えられないほど神経を行き渡らせた学校経営に各学校が取り組んでこられました。先ほど馬場委員からもお話がありましたが、これ以上の対策はないのでないだろうかというぐらいです。特に、児童及び教職員の感染対策と教育課程の管理、授業時数の確保と学習事項の習得には注意を払い、消化できるように努めてきたというお話がありました。学校行事は中止や変更を余儀なくさせられたが可能な限り目的に沿うように創意工夫を行い、実施に努めてきたそうです。保護者の心配する多様な意見についてもその動向を把握し、きめ細かな対応を行ってきており、本当に各学校は一生懸命やっていることを私たちも各学校も互いに認識したのではないかと思います。

それに基づいての感想です。緊急事態宣言が出されるたびに都教委からの通達やガイドラインが出されてきましたが、どの事項についても既に配慮し、実施している内容です。同日、文部科学省は学期のスタートに向けて全国一斉の臨時休校を要請する考えはないと言いながらも学校で感染者が出た場合に備え、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖というオプションもあらかじめ用意しておかなければならないとし、地域の感染状況を想定しての確認を求めました。また、感染症対策チェックリストも添付がされたと聞きました。その内容も既に実施してきた事項であり、各校においても引き続き遵守する継続事項です。家庭内感染の拡大、自宅療養の困難さと重症化への対策、変異型によるクラスター化など、あらたなフェーズに入ってきていると言わざるを得ない状況下であり、学校が主体となつての感染症対策への対応については限界が近づいてきているのではないかと、そのような学校現場の逼迫さを感じ取りました。

2点目の「GIGAスクール構想に基づくICT端末の活用状況」についてです。タブレットの操作技能が指導者によって個人差が大変大きいことが異口同音に出されました。校内における達人教員を中心に相互に伝達講習や教育センター、情報教育支援員の派遣要請による実務研修を重ねながら質的向上に努めてきたそうです。校内分掌組織にICT担当を位置づけているが、操作や技術上のトラブルが発生するたびに担当が校内を走るありさまであるそうで、専門職の配置を求めたいという意見が多く出されていました。子どもの操作技能についても個人差が大変著しく同様な事態であるが、子ども同士が教え合ったり、あるいは高学年が低学年に教えたりする事例もあり、まさに主体的、対話的学びの実践が行われていたのではないかと感じ取りました。

感想ですが、端末は一人ひとりに配布されたが、子どもに提供できるように、指導者の適切な学習訓練による技術の向上が必要不可欠だと思います。本市の教育センターの「学校支援室設置運営要綱」には、各校に市立小学校の情報通信技術の普及及びコンピューター研修

の企画運営が業務内容として明記されています。計画的な研修の実施あるいは短期間におけるICT担当課の設置並びに職員の配置を行うなどして、早急に普及に努めることが必要です。今やらなければ手遅れになる、そんなことを強く感じています。近隣市の情報を入手していますが、そういうことから判断できます。

4月にオンラインで開催された東京都教育委員会施策連絡会で放映された福生市の事例が印象的でした。福生市は事態を予測して、2年前から教育委員会事務局にICT課を新設して準備してきており、その人員配置による施策の成果が各学校のタブレット活用の授業展開に現れていたと思います。タブレット端末が手元があれば即オンライン授業が成立するのではないことは強く私たちも認識していかなければなりません。しかし、コロナ禍の対策としてICT教育の推進が一気に加速化されてきている中、指導者も学習者も訓練努力の積み重ねが求められていると思います。

また、機器を破損した場合の保証についての心配も校長先生方からありました。活用するから失敗もあるし破損もある。子どもたちを適切に指導すればその失敗は繰り返しませんから、破損も少なくなると思います。破損等を含めタブレットの導入による事故対応の補正予算を計上するにはそのデータを集めておくことが重要ですし、それを行うのはまさに今年度ですから、各学校から事故対応における事例を集めておいていただければと思います。

3点目は「熱中症に関すること」についてです。東久留米市は地形的に東西に長く、隣接する他区市との熱中症アラート情報の活用選択に苦慮しているとの意見もありました。練馬区、小平市、清瀬市、新座市のことです。登下校において校帽のない学校は家庭で使用している帽子をかぶっての登下校を促しているそうです。

また、体育時におけるマスクの着脱についての判断を児童に任せることは大変難しく、されど教師による統一的な着脱判断も難しい。さらに保護者の要望も多様である。熱中症による発熱に備えて空き教室に冷房を常時稼働させ、児童の健康維持に対応している学校もあるそうです。また、ミスト装置を自作して校庭に設置した学校もあるそうです。

約1か月前の7月29日、皆さん方もご承知だと思いますが5歳児が炎天下の送迎バスの中で死亡したという痛ましい事故があったことは記憶にあると思います。確認不足の連鎖による事故だと思います。子供の命を預かる教育現場や教育委員会にも衝撃的な出来事で、争点になるのが安全配慮の義務の有無や予見可能性の有無が大きいと思います。しかし、この事故の場合は過失の重なり合いによっての事故発生であり、結果回避可能性が争点になります。予見できた損害を回避すべき義務がありながら、この義務を怠ったために生じた事故については注意義務違反として過失責任が問われます。必要かつ適切な行動をとらなかったことが過失であるという「新過失論」が問われ始めてきています。現状をよく認識し、そのようなことがないような事前の対応策をどんどん取っていくことが求められています。

以上、校長会から3事項について取り組んでいる状況を報告していただきましたが、どの学校も状況の把握と対応については適切に取り組まれていることに敬意を抱くとともに、ご努力に感謝申し上げたいと思っています。その過程においては当然ながら試行錯誤もあったり、やり直しや修正等もあったり、ゼロからの取り組みにもあったと思いますが、何とかその現状を乗り越えたいという危機意識をもったの必死な対応を伺うことができたことが一番うれしかったことです。

また、機会あるごとにお話をさせていただいていることがあります。一つの大きな事故の背後には29個の小事故があり、さらにその背後には大事に至らなかったものの、ヒヤリとしたりハットしたりする事故が300個あるという「ハインリッヒの法則」があります。通

称「1対29対300の法則」と言われていますが、大事故を防ぐにはヒヤリハット事故を十分に分析し、事故を防ぐために役立てることが大切と考えます。

さて、時を同じくして協議会当日、事務局から、校長会からの令和4年度予算要望書を情報提供してもらいましたが、内容を拝見し、驚く部分もありました。

27日の夕刻5時近くに、教育長から、電話で、教育委員会の対応、現状分析とそれまでに至る経緯、さらに結果報告がありました。しかし、電話で何う内容ではなく、教育委員と事務局による協議が必要と強く感じました。

学校も、市役所の執務時間終了間際の教育委員会からの通知に必死に対応に迫られ、にわかにはオンライン授業の準備に取り組んだ学校もあったと伺っています。

教育委員に事前の相談も情報もありませんでしたので、28日の土曜日ですが、私から指導室長に電話をして協議会の開催を求めると同時に、このことを教育長に伝え、早急に協議会を開催する必要があることを伝えるように求めました。お陰様で30日月曜日の午後4時から、4人の教育委員全員が集まれて情報共有できたことはよかったと思っています。約2時間の協議が行われました。

大惨事に匹敵する現在の事態です。そのことを教育長、事務局はよく理解し、危機意識を持っていただいて、今後、東久留米市の学校教育をどのように推進していくのかのプランを検討し、吟味していかなければならないと強く感じています。結果回避義務の有無が問われてくると思いますよ。

なお、本日の定例会終了後にも再度、協議会を開催してほしいとお願いしていますので、よろしくお祈りします。

各学校の校長先生からの報告とそれに対する私の感想を述べさせていただきました。長くなりましたが以上です。

○土屋教育長 ありがとうございます。

○宮下教育委員 委員の皆様も同じような感想を持っている方がいらっしゃると思いますので聞いていただけますか。

○土屋教育長 他の委員から何かありますか。

○細田教育委員 宮下委員のご発言と同じです。今回のような場合ですが、学校で何か問題が起きた時、また、学校に対して何か新たな対策を取らなければならない時など、指導室と教育長が判断されて通達を出し、対応を決めてしまった後に教育委員には事後報告の連絡だけが来るということは避けていただきたい。先ずは一報を入れていただきたいと思います。

○土屋教育長 教育委員相互の情報共有も含め、しっかりした対応をとっていきたいと考えています。とりわけこういう緊急事態の非常に難しい状況がある中ですので、情報共有を図りながら、児童・生徒の安全安心な教育の推進を確保できるように進めていきたいと思っています。

◎閉会の宣告

○土屋教育長 以上で令和3年第9回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時18分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和3年10月20日

教育長 土屋健治（自書）

署名委員 細田初雄（自書）